

事業者の
みなさまへ

ビルにみどりを
まちにやすらぎを

グリーンビル促進事業 補助制度のご案内

福岡市では、民有地において、視認性の高い
“見せる”緑化を行う事業者には費用の一部を補助しています。
都心部に憩いや安らぎをもたらし、
花と緑あふれる魅力的なまちづくりに参加しませんか？

補助金額

対象経費の $\frac{1}{2}$
上限 3,000万円

※ただし、効果促進緑化については
必須緑化にかかる費用の
1/3を上限とする

補助対象

福岡市内の都心部において、空地・壁面・
バルコニー・屋内・花壇などの緑化（既存ビ
ルも緑化促進の対象です）

※対象緑化については裏面を参照

対象となる工事期間

申請する会計年度内に緑化
整備の完了が可能なもの

福岡市住宅都市みどり局
みどり推進課



主要要件

対象場所

福岡市都心部 ※福岡市都市計画マスタープランにおける都心部
(天神・博多駅・博多ふ頭・中央ふ頭を中心として、東は御笠川、南は百年橋通り、西は大正通りに囲まれたエリア)

対象建築物

業務施設、商業施設、宿泊施設、
その他これらに類するもの

対象緑化

	必須緑化			効果促進緑化 ※必須緑化との併用が必要です	
	空地緑化	屋外緑化		屋内緑化	花壇整備
イメージ					
対象範囲	●敷地内の空地 ●公道および公開性のある場所から視認できる範囲	●建築物の壁面や前面 ●公道および公開性のある場所から視認できる範囲	●バルコニーその他これに類するもの ●公道および公開性のある場所から視認できる範囲	●屋内の公開性のある場所	●敷地内の空地 ●公道および公開性のある場所から視認できる範囲
対象条件	●プランターによる緑化は容量が50リットル以上で、固定等により転倒防止を行うこと。また、耐久性があり、植物の生育に支障がないものであること。	●建築物の壁面や前面に誘引資材または植栽基盤を設置しておくこと ●つる植物の場合、1mあたり3本以上植栽すること	●プランターによる緑化は転倒がないよう設置場所に固定されていること	●プランターによる緑化は転倒がないよう設置場所に固定されているものとする	
対象とする規模	【敷地面積1,000㎡未満の場合】 ●中高木、壁面緑化による緑化面積を10㎡以上とすること 【敷地面積1,000㎡以上の場合】 ●中高木、壁面緑化による緑化面積を10㎡以上とすること ●当該敷地の緑化率(必須緑化のみによる算出)を5%以上とすること				必須緑化の対象規模を満たすこと

補助の対象となる緑化内容

- ① 高木、中木、低木、芝等による緑化であること。
- ② プランターによる緑化は容量が50リットル以上で、かつ、耐久性があり、植物の生育に支障がないものであること。
- ③ 法律等により緑化の義務がある場合は、その基準を超えた部分を対象とする。
- ④ 植物の生育環境及び管理計画が十分整っていること。
- ⑤ 緑化工法や緑化資材の営業を目的としていないこと。
- ⑥ 他の助成等を受けていないこと。
- ⑦ 近隣への日照障害、枝葉の越境等周辺環境に悪影響を及ぼさない計画であること。

※以下のいずれかに該当する場合は、補助対象になりません。

(1) 一年草や菜園等による緑化 (2) 既存樹木の植替えによる緑化

補助対象経費

- ① 緑化に係る基盤整備及び
灌水施設の工事費
- ② 緑化に係る基盤整備及び灌水施設
に要する材料、土壌並びに樹木等の
購入費
- ③ 樹木等の植栽費
- ④ 前各に掲げる緑化施設の
整備に付随する諸経費
(①-③の合計の30%以内を
上限として、含むことができる)

※緑化に際しては建築基準法、消防法等関係法令を遵守してください。また、緑化工事を行う際は所有者の許可を得てください。また、周辺環境や隣接地に配慮し、落下物の防止、土砂等の流出防止、施工中の安全対策を徹底してください。詳しくは福岡市のホームページにてご確認ください。

福岡市住宅都市みどり局みどり推進課

詳細はホームページをご覧ください。

グリーンビル促進事業



住 所 福岡市中央区天神1丁目8番1号
T E L 092-707-1295
F A X 092-733-5590
E-mail midorisuishin.HUPB@city.fukuoka.lg.jp